主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する

最高裁判所第二小法廷

	精	Щ	霜	裁判長裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯 ·	村	谷	裁判官